

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第20条の2の規定により、公示をした日より7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 7年 1月22日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形 和久

令和6年度固定資産税第4期督促状

送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生1204番地

亡 和氣 三男 相續財産